

情報提供

那医発第 486 号
令和 7 年 3 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医業経営支援関係通知の送付について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 1811 号 F
令和 7 年 3 月 19 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 稲富 仁



医業経営支援関係通知の送付について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、下記のとおり、日本医師会より医業経営支援等の関係通知が届いておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

No.1 の文書については、「緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）」に関する予算については令和 7 年度予算に繰り越した上で順次実施される予定であることが示され、具体的な内容は、今後、令和 7 年度事業の実施要綱等で示す予定とされております。緊急支援パッケージの「生産性向上・職場環境整備等支援事業」は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合に、所要の経費に相当する給付金が支給されることになり、令和 7 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院・有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションが給付金の支給対象となっております。

No.2 の文書については、厚生労働省から都道府県行政に対し、「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関する Q&A（第 1 版）」が発出された旨の情報提供となっております。特に、①本事業は令和 7 年度に繰越を行う予定であり、その場合は令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月までの経費が対象とされること（Q3）、②都道府県ごとに支給額の基準額（許可病床数×4 万円、1 施設×18 万円）が異なることは想定していないこと（Q4）、③本事業の対象となるためには令和 7 年 3 月 31 日までにベースアップ評価料の届出を行う必要があること（Q5）、④領収書や賃金台帳等の証拠書類については、国としては申請時や実績報告時の証拠書類の添付は不要と考えていること（ただし保管は必要）（Q9）、⑤本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、ベースアップ評価料で手当てされている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が給付金の対象となること（Q28）等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解をいただくとともに、貴管下会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

No	発番	発送日	文書名
1	第 2079 号	3/07	緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（周知依頼）
2	第 2140 号	3/17	令和 6 年度補正予算「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関する Q&A（第 1 版）」について